

<初級編>

環境ラベルってなあに？

Q 「環境ラベル」ってなあに？

A 「環境ラベル」とは、「製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの」を、幅広く指す用語です。

上記の環境側面の「情報提供の手法」としては、①「環境負荷の低減に資する物品・サービスであることを示すもの（マーク等表示）」と、②「物品・サービスの環境負荷情報を整理・提供するもの（環境負荷データ表示／提供）」があります。

狭義には、「環境ラベル」が、上記①（マーク等表示）のみを指すこともあります。

なお、「エコマーク」は「環境ラベル」と同じ意味を持つと捉えられることもあります。正確には「エコマーク」とは「環境ラベル」の中のひとつにすぎず、特定のものを指します。

出典：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/e01.html#Q1>

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a00.html>

Q 「環境ラベル」には、どのようなものがあるの？

A 環境ラベル制度は、国、地方公共団体、第三者機関、事業者団体又は事業者等により設定された基準を満たした製品やサービスに表示し運営されています。

それぞれの制度及び表示される「環境ラベル」は、環境省の環境ラベル等データベース (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>) において、閲覧することができます。

Q 環境省がデータベースを公開しているということは、環境ラベルは環境省が管理しているの？

A 環境省ではなく、それぞれの環境ラベル制度の運営主体が管理しており、データベースに掲載されている情報は、それぞれの団体、事業者の責任に基づくものとされています。

出典：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/e01.html>

Q ということは、環境ラベル制度の運営主体の判断のみで、自由に「環境ラベル」を表示することができるの？

A そうです。運営主体の判断で、「環境ラベル」を表示することができます。環境ラベルは、国際規格（ISO14020 シリーズ）の「適合が義務付けられる性格のものではありません」ので、国際規格（ISO14020 シリーズ）に適合しないものも表示されています。

国際規格（ISO14020 シリーズ）というのは、ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）が制定する規格であり、3つのタイプに分けられます。

タイプⅠは「第三者認証による環境ラベル」、タイプⅡは「事業者の自己宣言による環境主張」、タイプⅢは「製品の環境負荷の定量的データの表示」を行うものとして、それぞれ特徴付けられています。

皆様がよく目にする「エコマーク」 (<http://www.ecomark.jp/about/>) は、日本で唯一のタイプⅠ環境ラベルです。

「エコマーク」以外にも、数多くの事業者等が、自己宣言による環境主張

として環境ラベル表示を行っておりますが、タイプⅡ環境ラベルの規格に準拠しているものは数が少ないと言われております。そこで、環境省では、一般消費者に対して混乱を生じさせないように、環境ラベルに関するガイドライン (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>) を制定しました。

出典：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/e01.html>

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_04.html

Q 環境負荷って、環境に対する負荷をいうみたいだけれど、どう考えたらいいの？

A 物品やサービスが環境に与える負荷は、資源の採取から廃棄までのライフサイクルを全体的に考慮に入れて考えることが重要になります。評価項目が限定的であることで、別の環境側面に重大な影響を与えている可能性があるからです。そのため、様々な評価項目を評価して環境全体に与える影響を考慮することが必要となります。

出典：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a00.html>